住所変更に伴う手続き（国・県関係）について

平成17年2月11日から住所の表示が変わることにより、住所変更などの手続きが必要なものがあります。
主な手続きは次のとおりです。
なお、法務局、税務署等国の機関に係る新市発足以降の窓口については、現在、国において検討中であり、決定次第広報いたします。

○法務局関係

問い合わせ　大津地方法務局八日市出張所（TEL0748-22-0494）
彦根支局（TEL0749-22-0291）

項　　目	手続方法・取り扱いなど
土地・建物登記簿（不動産の所在）	**所在地変更の手続きの必要はありません。** 合併前の市町名は新市名に変更登記されたとみなす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、法務局の職権にて合併後随時書き換えが行われますが、書き換え前に謄本等が交付される際には「東近江市」に変更した旨が付記されます。
土地・建物登記簿 （不動産所有者・抵当権・仮登記権利者などの住所）	**住所変更の手続きの必要はありません。** 合併前の市町名は新市名に変更登記されたとみなす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。（※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）
商業・法人登記簿 （会社・法人の本店や主たる事務所の所在）	**所在地変更の手続きの必要はありません。** 法務局において職権で変更します。（支店・支社については「みなし規定」を適用）
商業・法人登記簿 （会社・法人の代表者・役員等の住所）	**住所変更の手続きの必要はありません。** 合併前の市町名は新市名に変更登記されたとみなす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。（※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）

※住所変更証明書とは、合併による住所表示の変更内容を証明する新市で発行される証明書です。

○社会保険事務局関係

問い合わせ　滋賀社会保険事務局 彦根事務所（TEL0749-23-1111）

項　　目	手続方法・取り扱いなど
政府管掌健康保険被保険者証・健康保険高齢者受給者証	**住所変更の手続きの必要はありません。** 後日、事業所を通じて新しい保険者証等への更新が行われます。
年金手帳・証書 （国民年金、厚生年金保険）	**住所変更の手続きの必要はありません。** 手帳に記載の住所は、本人で書き換えをお願いします。
厚生年金保険加入事業所の住所	**住所変更の手続きの必要はありません。**

○運輸局等の関係

問い合わせ　近畿運輸局　　滋賀運輸支局（TEL077-585-7251）
軽自動車検査協会　滋賀事務所（TEL077-585-7103）

項　　目	手続方法・取り扱いなど
各種自動車の所有者及び使用者の住所変更 （自動車検査証など）	**合併時に住所変更の手続きの必要はありません。** 次回車検時に、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。 また、次回車検までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。
小型船舶操縦免許	**合併時に住所変更の手続きの必要はありません。** 次回の更新の際に、住所等の変更を併せて行います。

○その他国関係

項　　目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
貸金業登録 第三者型発行者の前払式証票(商品券・ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞｶｰﾄﾞ)の登録	**合併後すみやかに登録事項の変更届を行ってください。**	財務省近畿財務局 大津財務事務所 （TEL077-522-6455）
たばこ小売販売業許可	**住所変更の手続きの必要はありません。**	
労働安全衛生法による免許証 技能講習修了証 労働保険適用事業所の住所 労災保険受給者の住所	**住所変更の手続きの必要はありません。**	滋賀労働局 （TEL077-522-6648）
雇用保険失業給付の受給に係る住所	**住所変更の手続きの必要はありません。** ※雇用保険受給手続のために、事業主から交付された離職票は、合併前のものでも使用できます。	八日市公共職業安定所 （TEL0748-22-1020） 彦根公共職業安定所 （TEL0749-22-2500）
各種税に関する届出 (個人事業開業届・酒類販売業免許等)	**住所変更の手続きの必要はありません。**	近江八幡税務署 （TEL0748-33-3141） 彦根税務署 （TEL0749-22-7640）
国民年金基金の加入者・受給者の住所	**住所変更の手続きの必要はありません。**	滋賀県国民年金基金 （TEL077-525-9821）
船舶検査証書	**合併時に住所変更の手続きの必要はありません。** 次回船舶検査時に、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。また、次回船舶検査までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。	日本小型船舶検査機構 大津支部 （TEL077-525-2687）

○滋賀県関係

問い合せ　滋賀県庁（TEL077-524-1121）

☆手続きが必要なもの

項　　目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
公益法人の定款または寄附行為	**合併後すみやかに定款、寄附行為の変更とその届出の手続きを行ってください。** （許可の手続きは不要です。）	各所管課
図書等自動販売機設置届出	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁青少年室に提出してください。	青少年室
学校法人寄附行為変更認可申請書 学（園）則変更届・位置（地番）変更届	**合併後、所定の学校法人寄附行為変更届及び位置等の変更届を提出してください。**	総務課
県有財産の借受・使用（連帯保証人を含む）許可	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（正副2通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁予算調整課に提出してください。	各県有財産所管課
不動産鑑定士（補）の登録（変更） 不動産鑑定業者の登録（変更）	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（正副２通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土地対策室に提出してください。	土地対策室
行政財産使用許可	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（正副２通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁県民文化課に提出してください。	県民文化課
水道事業の認可・確認申請	**合併後、住所変更の手続きを行ってください。** 記載事項変更届に必要事項を記入し、簡易水道にあっては所轄保健所に、専用水道にあっては所在する市に提出してください。	生活衛生課
登録電気工事業者の登録 届出（みなし登録）電気工事業者の届出	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。**	総合防災課
訪問介護員養成研修事業指定	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 訪問介護員養成研修事業変更届出書に必要事項を記入し、県庁レイカディア推進課に提出してください。	レイカディア推進課
障害者支援費制度指定居宅支援事業者・施設の指定	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（正副２通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁障害福祉課に提出してください。	障害福祉課
大規模小売店舗立地法変更届出 （第６条第１項）	**大規模小売店舗の名称・所在地、設置者・小売業者の名称・住所、法人の代表者を変更する場合は変更の手続きを行ってください。**	中小企業振興課
認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（正副２通）に変更内容を記入し、県庁労政能力開発課に提出してください。	労政能力開発課
計量証明事業登録 特定計量器製造（修理･販売）事業届 適正計量管理事業所の指定	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届（１通）に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県計量検定所に提出してください。	計量検定所 (TEL077-563-3145)
肥料販売業務の届出 特殊肥料生産業者の届出 普通肥料登録の申請	**合併後、住所変更の手続きを行ってください。**	環境こだわり農業課
家畜商免許証 家畜市場登録 種畜証明書	**合併後、住所変更の手続きを行ってください。**	畜産課
地方卸売市場の開設許可 卸売業務の許可	**合併後、名称変更等の手続きを行ってください。**	農産流通課
水産業協同組合の定款	**組合の地区の定款変更と変更認可申請を行ってください。**	水産課
遊漁船業の登録	**合併後、住所変更の手続きを行ってください。**	水産課
農薬販売届 防除業届	**合併後、住所変更の手続きを行ってください。** 詳しくは病害虫防除所へお問い合わせください。	病害虫防除所 (TEL0748-46-4926)
建設業の許可申請 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録 特別浄化槽工事業者の届出	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土木交通部監理課に提出してください。ただし、許可証等の再発行は行いません。	監理課
土地区画整理組合の定款（住所）の変更認可 土地区画整理組合の理事の住所届出	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 定款の変更及び、理事について住所変更届を新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁都市計画課に提出してください。	都市計画課
屋外広告業の届出	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 屋外広告業変更届出書に変更内容を記入し、県庁都市計画課に提出(1部)してください。	都市計画課
屋外広告物の許可	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 住所氏名変更届に変更内容を記入し、各振興局管理建築課に提出してください。	各振興局 管理建築課
議員共済給付金受給権者	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の異動届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して議会事務局に提出してください。	議会事務局
国または県指定有形文化財等の所有者または管理責任者の住所 指定記念物の所有者又は管理責任者の住所	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	文化財保護課
博物館法、博物館の登録に関する規則に基づく設置者の住所	**合併後１０日以内に住所変更の手続きを行ってください。** 所定の住所変更届に変更内容を記入し、関係書類を添付して教育委員会事務局文化財保護課に提出してください。	文化財保護課
県立大学生	**合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。**	県立大学

☆手続きが不要なもの

○生活・衛生関係 食品衛生法に基づく営業許可、建築物環境衛生管理業の登録、公衆浴場の営業許可、旅館業の営業許可、理容所・美容所・クリーニング所の検査確認、クリーニング師免許、コインランドリー営業施設開設届、食品衛生管理者設置届、自動販売機管理責任者設置届、魚介類行商届、製菓衛生師名簿の書き換え、ふぐ調理師名簿の書き換え、食品衛生責任者設置届、動物取扱業の届出
○工業・廃棄物関係 高圧ガスの製造・貯蔵の許可・届出、高圧ガスの販売事業・消費の届出、高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状、火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状、液化石油ガス設備士免状、液石法に基づく販売所等の変更の届出、電気工事士免状（第一種、第二種）、危険物免状、消防設備士免状、公害関係法令の届出・登録、産業廃棄物関係法令の許可・届出、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可、登録廃棄物再生事業者、浄化槽保守点検業者登録
○農林業関係 農地法の許可、環境こだわり農業実施協定、環境こだわり農産物認証、みつばち飼育届、動物診療施設の開設変更届出、動物用医薬品販売業許可証、家畜人工授精師免許、飼料製造業者等の届出、木材業者登録、林地開発許可、保安林内立木伐採許可、保安林内作業許可、林地開発・保安林内作業行為届、保安林内立木伐採届、保安林内下草、落葉または落枝の採取届、保安林内緊急作業届、狩猟免許、狩猟者登録、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づく届出の受理通知等、自然保護監視員身分証明書、琵琶湖レジャー利用監視員、鳥獣保護員身分証明書、漁業の許可、漁船登録票
○保健・福祉関係 養育医療券、育成医療券、小児慢性特定疾患医療受診券、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者通院医療公費負担患者票、原爆一般疾病医療機関指定、結核医療機関指定、特定疾患研究事業委託契約、結核患者家族管理検診委託契約、特定疾患医療受給者証、結核患者票、感染症患者票、被爆者健康手帳、栄養士免許、管理栄養士免許、調理師免許、栄養士名簿の訂正、管理栄養士名簿の訂正、調理師名簿の訂正、社会福祉法人の認可（事務所の所在地の定款変更届）、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム認可事項変更届、介護老人保健施設開設許可、介護サービス提供事業者の指定許可、社会福祉法人施設設置届、児童福祉施設設置認可、身体障害者手帳、療育手帳、心身障害者扶養共済制度、障害者住宅整備資金貸付、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、里親認定通知書、里親登録通知書、保育所設置許可書
○医療関係 病院・診療所・助産所の許認可・届出、医療法人の許認可・届出、医師・看護師等免許証（国免許）、准看護師等免許証（県免許）、衛生検査所登録（登録証明書）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所にかかる届出、歯科技工所にかかる届出、麻薬取扱者免許証、配置従事者身分証明書、覚せい剤原料取扱者指定証、特定麻薬等原料卸小売業者届出、向精神薬取扱者免許証、薬局・医薬品販売業の許可 、毒物劇物販売業等登録、医薬品等製造業許可、医薬品等輸入販売業許可、看護職員修学資金貸与、滋賀県立看護婦等養成所授業料資金貸与、配置販売業許可、特例販売業許可、医薬部外品製造業許可、医薬部外品輸入販売業許可、医療用具製造業許可、医療用具輸入販売業許可、覚せい剤研究者の指定、覚せい剤原料研究者の指定、覚せい剤施用機関の指定、化粧品製造業許可、化粧品輸入販売業許可、採血業許可、麻薬等原料営業者の届出、大麻取扱者の免許、薬局医薬品製造業許可、薬局開設許可、老人医療に関する医療転床病床の届出、老人医療に関する診療料の施設基準の届出
○産業関係 旅行業および旅行代理業、通訳案内事業免許、砂利採取業者・採石業者の登録、工場立地法の届出、創造法研究開発等事業計画の認定、集積活性化法特定基盤技術の計画承認、環境補助金交付決定、共同研究プロジェクト補助金交付決定、滋賀の新しい産業づくり補助金交付決定、レンタルラボ行政財産使用許可、レンタルファクトリー工場棟使用承認、職業訓練・指導員免許
○土木関係 建設工事入札参加資格者名簿登録、建設工事入札参加資格の変更届出、測量・建設コンサルタント入札参加資格の変更届出、道路・河川・港湾占用許可、公共港湾施設(目的外)使用許可、公有水面埋立許可、普通河川占用許可、砂利採取計画の認可、岩石採取計画の認可、都市公園内行為許可、宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録、宅地建物取引主任者証、建築確認・建築許可・報告、浄化槽法による届出、租税特別措置法に基づく優良住宅認定、リサイクル法による届出、応急危険度判定士の登録、ハートビル法による届出、省エネ法による届出、住宅金融公庫法による審査、建築士事務所登録、指名競争入札参加資格申請者、工業用水道の給水申込みに対する承認、水道用水の給水申込みに対する承認
○教育文化関係 教育職員免許状、恩給受給者住所、古式鉄砲および刀剣類の登録、刀剣類の製作の承認、県立高校生徒
○その他 特定非営利活動法人の認証、人命救助等に従事する者届出済証明書、旅券（パスポート）

☆警察関係

項　　目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
警備業認定証 警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 警備員に係る検定合格証 風俗営業管理者証 銃砲刀剣類所持等取締法による許可証 猟銃等火薬類等の譲渡・譲受け許可証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、住所地（警備業認定証は主たる営業所の所在地）を管轄する警察署で手続ができます。 （手数料不要）	八日市警察署 (TEL0748-24-0110) 愛知川警察署 (TEL0749-42-2025) 各生活安全課
風俗営業許可証 古物営業法による許可証 質屋許可証 金属くず商及び金属くず行商に関する条例による許可証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続ができます。 （手数料不要）	
自動車運転代行業の認定証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続ができます。 （手数料不要）	八日市警察署 (TEL0748-24-0110) 愛知川警察署 (TEL0749-42-2025) 各交通課
安全運転管理者(副安全運転管理者)に関する届出書 自動車保管場所証明書	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署で手続ができます。 （手数料不要）	
緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定(届出確認)証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、警察本部交通企画課で手続ができます。 （手数料不要）	警察本部交通企画課 (TEL077-522-1231)
駐車許可証 通行禁止道路通行許可証 道路使用許可証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** なお、希望される方は、許可証を発行した警察署で手続ができます。 （手数料不要）	許可証を発行した警察署の交通課
自動車運転免許証	**合併時に変更手続きの必要はありません。** 次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。	八日市警察署 (TEL0748-24-0110) 愛知川警察署 (TEL0749-42-2025) 各交通課 滋賀県運転免許ｾﾝﾀｰ (TEL077-585-1255)